

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
ウシオ電機株式会社
代表取締役社長 浜 島 健 爾

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（次頁）のとおり、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日（火）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

平成28年6月29日（水）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階孔雀の間
3. 目的事項
報告事項

第53期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案

取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件
- 以 上

~~~~~  
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ushio.co.jp>) に掲載させていただきます。  
◎ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただくようお願い申し上げます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面が必要です。

**日時** 平成28年6月29日(水) 午前10時 (受付開始：午前9時)

**場所** K K R ホテル東京 11階孔雀の間  
東京都千代田区大手町一丁目4番1号

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案について賛否の表示がされていない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 平成28年6月28日(火) 午後5時15分 到着分 まで

## インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成28年6月28日(火) 午後5時15分 まで

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、平成28年6月28日(火)午後5時15分までに行ってください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト  
(<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによってのみ可能です。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票になる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### ■インターネットによる議決権行使について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00～21:00)

### ■その他のご登録住所・株式数のご照会

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】 0120 (782) 031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済については、個人消費が増加し雇用環境の改善を背景に緩やかな景気回復が見られました。一方、中国経済は景気減速が続き、その他の新興国においても、原油価格の下落の影響等から厳しい状態が続きました。国内経済は、企業収益や雇用環境の改善が見られたものの、個人消費は低調に推移しました。

このような経済環境のもと、当社グループの事業について概観いたしますと、光源事業においては円安ドル高の進行による為替影響や固体光源事業の拡大等により増収増益となりました。装置事業においても、為替影響に加え、主に映像画像事業の販売拡大により増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度の業績といたしましては、売上高で前年度比12.4%増の1千791億2千1百万円、営業利益で前年度比26.8%増の131億3千万円、経常利益で前年度比6.7%増の146億3千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益で前年度比1.5%減の111億5百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 【光源事業】

円安ドル高の進行による為替影響が、光源事業の増収増益に大きく影響いたしました。

放電ランプのうち、露光用UVランプについては、円安影響による増収効果があったものの価格競争の影響や半導体分野、液晶分野ともに長寿命タイプの採用が拡大し続けていることなどから減収となりました。一方、シネマプロジェクター用クセノンランプは、価格競争による影響があったものの、円安影響による増収効果のほかに中国などの新興国を中心にデジタルシネマプロジェクターの総設置台数は引き続き増加していることなどから増収となりました。固体光源においては、プロジェクター用レーザー光源の需要拡大に加え、M&Aにより半導体レーザー事業およびLED事業を拡大したことから増収となりました。

ハロゲンランプは、円安影響による増収効果があったものの、OA用途では新興国の景気低迷の影響などを受け減収となりました。

その結果、光源事業の売上高は785億7千4百万円（前年度比7.6%増）、セグメント利益は109億7千6百万円（前年度比9.0%増）を計上いたしました。

### 【装置事業】

映像装置分野のうち、シネマ分野については、中国などの新興国を中心にシネマスクリーンの新設が継続しておりデジタルシネマプロジェクターの出荷が増加したことに加えて、レーザープロジェクターの採用が進んだことなどから、シネマ関連事業の販売は拡大いたしました。一般映像分野については、主に新製品の投入などによりアミューズメントパークやイベントなどを中心としたエンターテインメント向けの販売が増加いたしました。これに加え、円安影響による増収効果もあり、映像装置分野全体で増収となりました。

光学装置分野については、中国市場を中心としたミドルレンジ以下のスマートフォン向け設備投資の抑制が見られ、関連するプリント基板向け露光装置は低調に推移したものの、ハイエンドのスマートフォンを中心に需要が堅調に推移したことなどにより関連する電子デバイス向け投影露光装置の販売が増加いたしました。また、液晶関連市場においては、引き続き中小型液晶パネルの高精細化に向けた需要があり、モバイル用高精細液晶パネル向け光配向装置の販売は増加しました。これにより光学装置分野全体で増収となりました。

その結果、装置事業の売上高は988億2千8百万円（前年度比17.4%増）、セグメント利益は17億2千6百万円を計上いたしました。

### 【その他事業】

その他事業におきましては、プラスチック成形機の販売が堅調に推移したものの、金型検査装置などの販売が低調に推移いたしました。

その結果、売上高は32億1千8百万円（前年度比5.7%減）、セグメント利益は1億8千1百万円（前年度比3.5%増）を計上いたしました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、当社グループの国内および海外の主力工場において生産設備等の増強を行った結果、110億円の投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

#### (4) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分                       | 第50期<br>平成25年3月期 | 第51期<br>平成26年3月期 | 第52期<br>平成27年3月期 | 第53期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年3月期 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 143,461          | 157,800          | 159,365          | 179,121                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 7,155            | 10,770           | 11,279           | 11,105                        |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 54.57            | 82.19            | 86.40            | 85.83                         |
| 総 資 産 (百万円)               | 228,657          | 255,338          | 294,542          | 294,525                       |
| 純 資 産 (百万円)               | 176,784          | 191,246          | 218,723          | 211,296                       |

#### (5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境を展望いたしますと、エレクトロニクス分野では、液晶分野の設備投資は中国を中心に継続するものの、スマートフォン市場の成長鈍化が予想されています。また、中小型液晶パネルでは、ハイエンドモデルを中心に有機ELの採用が進むものと予想されます。半導体分野では、スマートフォンの高性能化やIoTなどの進展によるデータセンターの増加、車載・インフラ投資拡大などによる露光装置の需要増加が予想されます。また、エレクトロニクス分野全般ではエンドユーザーによるコスト効率化志向は高まっており、光源の長寿命タイプ採用拡大が継続しています。

映像画像分野のシネマ分野では、デジタルシネマスクリーンの年間新設数は、中国などの新興国で引き続き増加が見込まれるものの、先進国ではデジタル化が相当程度進んでいることから年間新設数は鈍化傾向にあり、デジタルシネマプロジェクターの販売は横ばいで推移することが見込まれます。また、一般映像分野では、映像を産業用途やエンターテインメント分野で活用する機会が今後も増加することが見込まれます。

このような環境・市場変化に対応すべく、新製品開発、新規分野への進出を加速させること、および収益性を改善していくことは大きな課題となっています。これらの課題に対処すべく、新製品開発、新規用途開拓および新規事業化のための戦略投資を積極的に行い、事業拡大を図ります。また、多様化するマーケットニーズに対応した製品ラインナップの充実、徹底した製造コストの低減、品質・生産性の向上に加え、国内外での生産拠点・販売拠点とネットワークの拡大強化を図り、サービス体制の充実等に努め、より提案型のトータルソリューションビジネスを展開することで、世界のマーケットへ向けて光源、光学装置および映像装置の拡販を図ってまいります。

す。また、自社開発のみならず、事業提携や出資等も選択肢として、機動力ある事業の発展を図ってまいります。

一方、企業の社会的責任として、環境問題を重要な経営課題の一つと捉え、省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル化、環境負荷の低減等に積極的に取り組んでまいります。

そして、あらゆるステークホルダーからの信頼にお応えするための施策として、コーポレートガバナンス、コンプライアンス体制強化による内部統制システムの充実、BCPなどリスク管理体制の整備による安定した事業継続にも努めてまいります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、光源および電気機器の製造販売ならびにこれに附帯する業務であり、大別すると光源事業、装置事業およびその他事業から成っております。

## (7) 主要な営業所および工場

### ①当社の主要拠点

| 会 社 名         | 名 称         | 所 在 地   |
|---------------|-------------|---------|
| ウ シ オ 電 機 (株) | 本 社         | 東京都千代田区 |
|               | 播 磨 事 業 所   | 兵庫県姫路市  |
|               | 御 殿 場 事 業 所 | 静岡県御殿場市 |
|               | 横 浜 事 業 所   | 神奈川県横浜市 |
|               | 大 阪 支 店     | 大阪府大阪市  |

## ②子会社の主要拠点

| 会 社 名                                | 名 称       | 所 在 地              |
|--------------------------------------|-----------|--------------------|
| ウシオライティング <sup>㈱</sup>               | 東 京 本 社   | 東京都中央区             |
|                                      | 福 崎 事 業 所 | 兵庫県神崎郡             |
| (株)アドテックエンジニアリング                     | 本 社       | 東京都港区              |
|                                      | 長 岡 工 場   | 新潟県長岡市             |
| USHIO AMERICA, INC.                  | 本 社       | California, U.S.A. |
| CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.   | 本 社       | California, U.S.A. |
| CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC. | 本 社       | Ontario, Canada    |
| USHIO HONG KONG LTD.                 | 本 社       | Kowloon, Hong Kong |
| USHIO TAIWAN, INC.                   | 本 社       | Taipei, Taiwan     |
| USHIO KOREA, INC.                    | 本 社       | Seoul, Korea       |

## (8) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

| 事 業 セ グ メ ン ト | 従 業 員 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------------|---------|-----------------------|
| 光 源 事 業       | 3,108名  | 220名増                 |
| 装 置 事 業       | 2,640   | 132名増                 |
| そ の 他 事 業     | 48      | 7名減                   |
| 全 社 ( 共 通 )   | 90      | 1名増                   |
| 合 計           | 5,886   | 346名増                 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 1,744名  | 11名減              | 40.8歳   | 17.1年       |

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）で記載しております。



(9) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                | 資 本 金          | 当 社 の<br>出 資 比 率   | 主 要 な 事 業 内 容     |
|--------------------------------------|----------------|--------------------|-------------------|
| ウシオライティング(株)                         | 1,017百万円       | 100.0%             | 電 気 機 器 の 製 造 販 売 |
| (株)アドテックエンジニアリング                     | 1,661百万円       | 100.0%             | 電 気 機 器 の 製 造 販 売 |
| USHIO AMERICA, INC.                  | 68,109千U S \$  | 100.0%<br>(100.0%) | 電 気 機 器 の 製 造 販 売 |
| CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.   | 10,010千U S \$  | 100.0%<br>(100.0%) | 電 気 機 器 の 製 造 販 売 |
| CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC. | 45,641千C \$    | 100.0%<br>(100.0%) | 電 気 機 器 の 製 造 販 売 |
| USHIO HONG KONG LTD.                 | 58,700千H K \$  | 100.0%<br>(100.0%) | 電 気 機 器 の 販 売     |
| USHIO TAIWAN, INC.                   | 237,800千N T \$ | 100.0%<br>(100.0%) | 電 気 機 器 の 販 売     |
| USHIO KOREA, INC.                    | 500,000千W      | 70.0%              | 電 気 機 器 の 販 売     |

(注) 当社の出資比率欄の( )内は、当社子会社が保有する出資比率を内数で表示しております。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先                     | 借 入 額    |
|---------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 7,080百万円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 4,950百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 139,628,721株 (自己株式10,647,680株含む。)  
 (3) 株主数 11,951名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                  | 8,711,800株 | 6.75%   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行                         | 6,471,409  | 5.01    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                | 6,093,900  | 4.72    |
| オーエム04 エスエスビー クライアント オムニバス                | 5,615,965  | 4.35    |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                        | 4,274,921  | 3.31    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                 | 4,248,022  | 3.29    |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 1 7 4           | 3,924,200  | 3.04    |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                       | 3,305,500  | 2.56    |
| 牛 尾 治 朗                                   | 3,136,714  | 2.43    |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 0 0 1 | 2,464,824  | 1.91    |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が10,647,680株あります。なお、自己株式 (10,647,680株) には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式 (306,600株) を含んでおりません。  
 2. 持株比率は、自己株式 (10,647,680株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位                          | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長                | 牛 尾 治 朗   | (公財)ウシオ財団理事長<br>(公財)総合研究開発機構会長                               |
| 代 表 取 締 役 社 長<br>執 行 役 員 社 長 | 浜 島 健 爾   | CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS,INC.<br>取締役会長兼社長                    |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員         | 徳 廣 慶 三   | (株)アドテックエンジニアリング代表取締役会長                                      |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員         | 牛 尾 志 朗   | ウシオライティング(株)代表取締役会長                                          |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員         | 伴 野 裕 明   | 固体光源事業部長                                                     |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員         | 田 中 米 太   | システムソリューション事業部長                                              |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員         | 小 林 敦 之   | 経営本部長                                                        |
| 取 締 役                        | 菅 田 史 朗   | 相談役                                                          |
| 取 締 役                        | 中 前 忠     | (株)中前国際経済研究所代表取締役                                            |
| 取 締 役                        | 原 良 也     | (株)大和証券グループ本社名誉顧問                                            |
| ※取 締 役                       | 金 丸 恭 文   | フューチャーアーキテクト(株)<br>(現 フューチャー(株)) 代表取締役会長<br>(公財)総合研究開発機構代表理事 |
| ※常 勤 監 査 役                   | 多 木 正     |                                                              |
| 常 勤 監 査 役                    | 大 島 誠 司   |                                                              |
| 監 査 役                        | 服 部 秀 一   | 弁護士<br>(株)ルック社外監査役<br>東京建物(株)社外監査役                           |
| 監 査 役                        | 米 田 正 典   |                                                              |
| ※監 査 役                       | 野 崎 清 二 郎 | りそなビジネスサービス(株)常勤監査役                                          |

招 集 と 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- (注) 1. ※印の取締役および監査役は、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会で新たに選任されました。
2. 取締役 多木正は、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 監査役 神崎伸一郎は、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 監査役 塩畑一男は、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 監査役 服部秀一は、兼職先であったポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)の平成28年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって同社の社外監査役を退任いたしました。
6. 監査役 大島誠司は、当社における財務責任者としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
7. 監査役 野崎清二郎は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであります。
8. 取締役 中前忠、原良也および金丸恭文は社外取締役であり、ならびに監査役 服部秀一、米田正典および野崎清二郎は社外監査役であり、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
9. 当社と取締役 中前忠、原良也および金丸恭文ならびに監査役 服部秀一、米田正典および野崎清二郎は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                    | 支 給 人 員    | 支 給 額          |
|------------------------|------------|----------------|
| 取<br>(うち社 締 外 取 締 役 役) | 12名<br>(3) | 313百万円<br>(21) |
| 監<br>(うち社 査 外 監 査 役 役) | 7<br>(4)   | 40<br>(15)     |
| (合<br>(うち社 外 役 員 計))   | 19<br>(7)  | 354<br>(36)    |

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                               |
|-------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 中 前 忠     | (株)中前国際経済研究所代表取締役                                             |
| 取 締 役 | 原 良 也     | (株)大和証券グループ本社名誉顧問                                             |
| 取 締 役 | 金 丸 恭 文   | フューチャーアーキテクト(株) (現 フューチャー(株))<br>代表取締役会長<br>(公財) 総合研究開発機構代表理事 |
| 監 査 役 | 服 部 秀 一   | 弁護士<br>(株)ルック社外監査役<br>東京建物(株)社外監査役                            |
| 監 査 役 | 米 田 正 典   |                                                               |
| 監 査 役 | 野 崎 清 二 郎 | りそなビジネスサービス(株)常勤監査役                                           |

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                          |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 中 前 忠     | 当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。                     |
| 取 締 役 | 原 良 也     | 当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。                     |
| 取 締 役 | 金 丸 恭 文   | 取締役就任後開催の取締役会5回のうち4回に出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。                    |
| 監 査 役 | 服 部 秀 一   | 当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に、監査役会6回のうち6回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 米 田 正 典   | 当事業年度開催の取締役会7回のうち7回に、監査役会6回のうち6回に出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。        |
| 監 査 役 | 野 崎 清 二 郎 | 監査役就任後開催の取締役会5回のうち5回に、監査役会4回のうち4回に出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。       |

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 67百万円 |
| ②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 91百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、USHIO HONG KONG LTD.、USHIO TAIWAN, INC.、USHIO KOREA, INC.は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が適切に職務遂行することが困難となる等、解任または不再任が必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または監督官庁から監督業務停止処分を受ける等して、会社法第340条第1項各号に該当する場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任または不再任について、従前の監査状況や当該会計監査人との面談等に基づき検証を行い、解任または不再任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任または不再任いたします。

**(5) 会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・ 監査受託先企業の平成22年 3 月期、平成24年 3 月期および平成25年 3 月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 上記監査法人の運営が著しく不当と認められた。



## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社が、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社員が法令、定款および当社の企業理念を遵守した行動をとるための、行動指針を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス担当部門を設けることとし、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携の上、状況を監査し、適宜取締役会および監査役会に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、別途定める社内諸規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存、管理する。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程においてコンプライアンス、環境、品質、財務、法務、災害、情報および輸出管理等のリスクの種類毎に責任部門を定め、各責任部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、担当取締役ないしは執行役員は速やかに取締役会に報告する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要性に応じた意思決定を行うこととし、決裁権限規程において権限の委譲と責任体制の明確化を図るとともに、執行役員制度により意思決定の迅速化を図る。また、情報技術（IT）を活用し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を行うことで、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(ア) 当社グループにおいても当社と共通の企業理念および行動指針を定め、グループ全社にコンプライアンス意識の醸成を図る。また、グループ各社において、規模や業態等に応じて、コンプライアンス担当や内部監査担当を配置し、当社のコンプライアンス担当部門や内部監査部門と連携する。

(イ) 当社グループは、グループ経営協議会や個別定例会議を開催し情報の共有化を図る。また、当社はグループ各社から月例報告により定期的に報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行う。

(ロ) 当社におけるリスクの種類毎に定める責任部門が、グループ各社の関連部署と連携することにより統括的に当社グループのリスク管理を行う。

(ハ) 当社グループにおける中長期の目標を共有するとともに、グループ各社の目標値を年度予算として策定し、それらに基づく業績管理を行う。また、当社からグループ各社に取締役および監査役を必要に応じて派遣する。

⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

(ア) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の設置方法、人数、資質等について監査役と協議のうえ当該使用人を置くものとする。

(イ) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の監査役の職務の補助に対する取締役の指揮命令、当該使用人の報酬または人事異動等について、監査役会の意見を尊重し決定する。

(ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、また、当社の取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。

⑦ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項**

(ア) 当社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査の実施状況等を適宜報告する。

(イ) 当社は、当社グループの取締役、監査役および使用人が当社もしくは自己の会社の監査役への報告、または内部通報制度等により外部の窓口への報告をすることができる体制を、規模や所在地域等に応じて確保する。

(ウ)当社は、監査役への報告または内部通報制度等による報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱をしないことを社内規程において明示する。

⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項**

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、会計監査人および内部監査部門との間で定期的な意見交換を実施する。また、監査役会に対し、経理担当部門が主体となり監査が実効的に行われるための補助を行う。

⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

当社は、「社会の秩序や安全に悪影響を与える反社会的団体やグループ、人物などに関わりを持たない」ことをすべての取締役、監査役および使用人が守るべき基本的な行動規範を定めた行動指針において宣言している。また、総務部門を統括部門とし、情報の集約化を図るとともに、地元警察署や関連団体との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努めている。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、上記方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

**コンプライアンス体制**

当社グループでは、法令および企業理念を遵守した行動をとるための共通の行動指針を定めております。コンプライアンス担当部門を主導として、コンプライアンスの啓蒙キャンペーンや集合研修等の施策を実施することにより継続的にコンプライアンス意識の醸成を図っております。

**リスク管理体制**

当社は、リスク管理規程を定めリスクの種類毎に各責任部門により規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行っております。災害リスクに対しては、事業継続計画(BCP)を策定しリスク対応体制を確立しております。当事業年度においては、事業継続計画(BCP)の検証・改善・定着を目的として模擬訓練等を実施しております。

### 効率的な職務執行体制

当社は、取締役会規則において取締役会の決議事項を定め、その他の事項については決裁権限規程において権限委譲と責任体制の明確化を図るとともに執行役員制度により意思決定の迅速化を図っております。当事業年度においては、取締役会を7回、経営協議会を12回開催し、重要な意思決定を行うとともに業務執行の監督の実効性を確保しております。また、グループ経営協議会やグループ各社との定例会を開催するとともに、個別の報告を受けることによりグループ各社の業績管理等を行っております。

### 監査役の監査体制

当社の監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準等に従い監査を実施しております。当事業年度においては、監査役会を6回開催するとともに、取締役会その他の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門との定期的な意見交換を実施することにより監査の実効性を確保しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>170,173</b> | <b>流動負債</b>        | <b>49,463</b>  |
| 現金及び預金          | 54,595         | 支払手形及び買掛金          | 17,797         |
| 受取手形及び売掛金       | 38,424         | 短期借入金              | 5,049          |
| 有価証券            | 7,893          | 1年内返済予定の長期借入金      | 3,066          |
| 商品及び製品          | 30,705         | 未払法人税等             | 382            |
| 仕掛品             | 10,215         | 繰延税金負債             | 183            |
| 原材料及び貯蔵品        | 15,716         | 賞与引当金              | 2,472          |
| 繰延税金資産          | 5,070          | 製品保証引当金            | 1,828          |
| その他             | 8,677          | 受注損失引当金            | 2              |
| 貸倒引当金           | △1,125         | 環境対策引当金            | 236            |
|                 |                | その他                | 18,443         |
| <b>固定資産</b>     | <b>124,352</b> | <b>固定負債</b>        | <b>33,765</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>42,310</b>  | 長期借入金              | 6,397          |
| 建物及び構築物         | 17,507         | 繰延税金負債             | 4,325          |
| 機械装置及び運搬具       | 4,696          | 役員退職慰労引当金          | 756            |
| 土地              | 10,119         | 役員株式給付引当金          | 102            |
| 建設仮勘定           | 3,118          | 退職給付に係る負債          | 14,946         |
| その他             | 6,868          | 資産除去債務             | 203            |
|                 |                | その他                | 7,032          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,786</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>83,228</b>  |
| のれん             | 5,616          | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| その他             | 5,169          | <b>株主資本</b>        | <b>183,057</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>71,256</b>  | 資本金                | 19,556         |
| 投資有価証券          | 65,745         | 資本剰余金              | 27,672         |
| 長期貸付金           | 9              | 利益剰余金              | 151,856        |
| 繰延税金資産          | 1,116          | 自己株式               | △16,027        |
| 退職給付に係る資産       | 23             | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>25,647</b>  |
| その他             | 4,482          | その他有価証券評価差額金       | 31,072         |
| 貸倒引当金           | △120           | 為替換算調整勘定           | 4,375          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △9,800         |
| <b>資産合計</b>     | <b>294,525</b> | <b>非支配株主持分</b>     | <b>2,590</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>211,296</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>294,525</b> |

# 連結損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   | 金 額     |
|-----|---|---------|
| 高価  | 原 | 179,121 |
|     | 利 | 110,717 |
| 費   | 管 | 68,403  |
|     | 利 | 55,273  |
| 益   | 利 | 13,130  |
|     | 利 | 2,338   |
| 益   | 配 | 723     |
|     | 利 | 1,175   |
| 息   | 差 | 11      |
|     | 利 | 428     |
| 金   | 利 | 836     |
|     | 利 | 250     |
| 益   | 利 | 341     |
|     | 利 | 12      |
| 他   | 利 | 231     |
|     | 利 | 14,633  |
| 益   | 利 | 2,051   |
|     | 利 | 1,151   |
| 益   | 利 | 283     |
|     | 利 | 579     |
| 益   | 利 | 37      |
|     | 利 | 1,496   |
| 損   | 利 | 226     |
|     | 利 | 75      |
| 損   | 利 | 244     |
|     | 利 | 30      |
| 損   | 利 | 2       |
|     | 利 | 50      |
| 金   | 利 | 236     |
|     | 利 | 543     |
| 額   | 利 | 87      |
|     | 利 | 15,187  |
| 益   | 利 | 3,003   |
|     | 利 | 998     |
| 益   | 利 | 11,186  |
|     | 利 | 80      |
| 益   | 利 | 11,105  |
|     | 利 |         |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |         |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当期首残高                   | 19,556  | 28,301    | 143,883   | △12,850 | 178,891 |
| 当期変動額                   |         |           |           |         |         |
| 剰余金の配当                  |         |           | △3,133    |         | △3,133  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |           | 11,105    |         | 11,105  |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △3,177  | △3,177  |
| 連結子会社株式の取得に<br>よる持分の増減  |         | △628      |           |         | △628    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         | －       |
| 当期変動額合計                 | －       | △628      | 7,972     | △3,177  | 4,166   |
| 当期末残高                   | 19,556  | 27,672    | 151,856   | △16,027 | 183,057 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                  |                      |                                 |                                 | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|-------------------------------|------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|---------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 金<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |             |         |
| 当期首残高                   | 29,892                        | 0                | 12,425               | △5,285                          | 37,033                          | 2,798       | 218,723 |
| 当期変動額                   |                               |                  |                      |                                 |                                 |             |         |
| 剰余金の配当                  |                               |                  |                      |                                 |                                 |             | △3,133  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                               |                  |                      |                                 |                                 |             | 11,105  |
| 自己株式の取得                 |                               |                  |                      |                                 |                                 |             | △3,177  |
| 連結子会社株式の取得に<br>よる持分の増減  |                               |                  |                      |                                 |                                 |             | △628    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,179                         | △0               | △8,049               | △4,515                          | △11,385                         | △208        | △11,593 |
| 当期変動額合計                 | 1,179                         | △0               | △8,049               | △4,515                          | △11,385                         | △208        | △7,427  |
| 当期末残高                   | 31,072                        | －                | 4,375                | △9,800                          | 25,647                          | 2,590       | 211,296 |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 57社

ウシオライティング(株)、(株)ユーアイエス、(株)ジーベックス、日本電子技術(株)、  
(株)アドテックエンジニアリング、USHIO AMERICA HOLDINGS, INC.、USHIO AMERICA, INC.、  
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.、CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC.、  
CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC.、USHIO EUROPE B.V.、  
BLV Licht- und Vakuumtechnik GmbH、USHIO INTERNATIONAL B.V.、  
USHIO HONG KONG LTD.、USHIO (SUZHOU) CO., LTD.、USHIO TAIWAN, INC.、  
USHIO ASIA PACIFIC PTE LTD.、USHIO PHILIPPINES, INC.、USHIO KOREA, INC.  
上記のほか38社の連結子会社があります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 2社

Universal Cinema Services Co., Ltd.、Zylight LLC

#### (3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度中の連結子会社の異動は次のとおりです。

新規設立により連結子会社となった会社 1社

Chiristie Digital Systems Columbia SAS

株式を取得したことにより連結子会社となった会社 4社

マックスレイ(株)、Allure Global Solutions, Inc.、American Green Technology, Inc.、

Necsel Modules Corporation

清算により連結除外となった会社 2社

USHIO INTERNATIONAL TECHNOLOGIES, LLC、(株)ミズタニ



(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、USHIO (SUZHOU) CO., LTD.、USHIO SHANGHAI, INC.、USHIO (GUANGZHOU) CO., LTD.、USHIO (SHAOGUAN) CO., LTD.、CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS (SHANGHAI) LTD.、USHIO SHENZHEN, INC.、CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS (SHENZHEN) CO., LTD.、Coolux GmbH、United Designers of Architectural Lighting, Inc.、Allure Global Solutions, Inc.、American Green Technology, Inc.の決算日は12月31日であり、Arsenal Media Inc.の決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

XTREME technologies GmbHの決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たって、12月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日（3月31日）までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券

・ 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

・ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・ その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等（株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

・ 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法

(ロ)デリバティブ

時価法

(ハ)運用目的の金銭の信託

時価法

(ニ)たな卸資産

・商品及び製品・仕掛品

当社および国内連結子会社は主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は主として、先入先出法による低価法を採用しております。

・原材料

当社および国内連結子会社は主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は主として、先入先出法による低価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 7～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～12年 |
| その他       | 2～15年 |

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### (イ)貸倒引当金

- ・当社および国内連結子会社

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ・在外連結子会社

債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

#### (ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (ハ)役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では、役員等の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。

#### (ニ)役員株式給付引当金

当社は、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

#### (ホ)製品保証引当金

当社および連結子会社が納入した製品のアフターサービスに対する費用および無償修理費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

#### (ヘ)受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を引当計上しております。

#### (ト)環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

#### ④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (イ)ヘッジ取引の処理方法

###### ・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、一部の国内連結子会社において、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

###### ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および外貨建有価証券

###### ・ヘッジ方針

当社グループでは内部規程である「市場リスク管理規程」および「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

###### ・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。

##### (ロ)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間に渡って均等償却を行っております。

##### (ハ)退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### (ニ)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)および事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益および経常利益はそれぞれ60百万円減少しており、税金等調整前当期純利益は2百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が628百万円減少しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

### ① 担保に供している資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 現金及び預金    | 154百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 337百万円 |
| 棚卸資産      | 291百万円 |
| その他       | 71百万円  |
| 計         | 855百万円 |

### ② 担保に係る債務

|               |        |
|---------------|--------|
| 短期借入金         | 402百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 17百万円  |
| 計             | 420百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 60,809百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 139,628千株     | －千株          | －千株          | 139,628千株    |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 9,072千株       | 1,882千株      | －千株          | 10,954千株     |

(注) 自己株式の数の増加1,882千株は、役員向け株式報酬制度に係る信託による増加306千株、市場買付による増加1,570千株および単元未満株式の買い取りによる増加4千株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,139百万円
- ・1株当たり配当金額 24円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌年度になるもの

平成28年6月29日開催の第53期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 3,353百万円
- ・1株当たり配当金額 26円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして一時的な余資および将来の事業拡大のための待機資金について安全性の高い金融資産を中心に運用しております。また資金調達については、資金使途や調達環境等を勘案し調達手段を決定するものとしております。デリバティブ取引は、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないものとしております。

#### ②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建の営業債権は為替変動リスクに晒されておりますが、適宜、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券および投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式と一時的な余資および待機資金の運用として保有する株式、債券等であります。また、特定金銭信託は同様に待機資金の運用のために保有しているものです。これらは価格変動リスクに晒されており、また一部の外貨建の有価証券および投資有価証券、特定金銭信託については為替変動リスクに晒されておりますが、適宜、先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されておりますが、適宜、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金については、主に運転資金として調達したものであり、返済日はその大部分が当連結会計年度末後3年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務および外貨建の有価証券の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約を行っております。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### (イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき取引先の状況を日常的・継続的にモニタリングし信用状況を把握するとともに、取引先ごとに期日および残高管理を行い、適宜、取引先の与信限度額を見直す等、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。債券は、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度末現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

#### (ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスク管理規程に基づき、外貨建の営業債権債務および外貨建の有価証券について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、先物為替予約を利用しております。一部の連結子会社についても当社の市場リスク管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券および投資有価証券等については、市場リスク管理規程に基づき定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、担当役員に報告するとともに、取引先企業に関連する株式については取引先企業との関係も勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引規程に基づき、日常的に担当役員に報告するとともに取締役会に報告されております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引規程に準じて管理を行っております。

#### (ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適宜、資金計画を作成、更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額   |
|----------------------|--------------------|----------|------|
| (1)現金及び預金            | 54,595             | 54,595   | —    |
| (2)受取手形及び売掛金         | 38,424             |          |      |
| 貸倒引当金(*2)            | △1,061             |          |      |
|                      | 37,362             | 37,362   | —    |
| (3)有価証券および<br>投資有価証券 |                    |          |      |
| 売買目的有価証券             | 3,270              | 3,270    | —    |
| その他有価証券              | 67,899             | 67,899   | —    |
| (4)特定金銭信託            | 2,023              | 2,023    | —    |
| (5)支払手形及び買掛金         | (17,797)           | (17,797) | —    |
| (6)短期借入金             | (5,049)            | (5,049)  | —    |
| (7)1年内返済予定の<br>長期借入金 | (3,066)            | (3,080)  | (13) |
| (8)長期借入金             | (6,397)            | (6,413)  | (15) |
| (9)デリバティブ取引(*3)      |                    |          |      |
| ヘッジ会計が<br>適用されていないもの | (28)               | (28)     | —    |
| ヘッジ会計が<br>適用されているもの  | 0                  | 0        | —    |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)特定金銭信託

時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、ならびに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)1年内返済予定の長期借入金、ならびに(8)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)デリバティブ取引

時価の計算にあたっては、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式および投資事業組合（連結貸借対照表計上額2,448百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,621円97銭

(2) 1株当たり当期純利益 85円83銭

(注) 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度306千株）。

「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度188千株）。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
|-----------|---------|---------------|---------|
| (資産の部)    |         | (負債の部)        |         |
| 流動資産      | 47,749  | 流動負債          | 29,125  |
| 現金及び預金    | 9,676   | 買掛金           | 6,253   |
| 受取手形      | 1,920   | 関係会社短期借入金     | 13,731  |
| 売掛金       | 16,076  | 短期借入金         | 1,900   |
| 有価証券      | 3,966   | 1年以内返済予定長期借入金 | 2,325   |
| 商品及び製品    | 2,021   | 未払金           | 2,143   |
| 仕掛品       | 5,397   | 未払法人税等        | 1       |
| 原材料及び貯蔵品  | 2,556   | 与引当金          | 1,438   |
| 繰延税金資産    | 1,323   | 製品保証引当金       | 425     |
| その他の      | 4,814   | 環境対策引当金       | 236     |
| 貸倒引当金     | △2      | 受注損失引当金       | 2       |
| 固定資産      | 116,585 | その他の          | 668     |
| 有形固定資産    | 18,279  | 固定負債          | 11,052  |
| 建物        | 7,885   | 繰延税金負債        | 8,488   |
| 機械及び装置    | 1,252   | 退職給付引当金       | 1,385   |
| 工具、器具及び備品 | 2,190   | 役員株式給付引当金     | 102     |
| 土地        | 4,302   | その他の          | 1,076   |
| その他の      | 2,649   | 負債合計          | 40,178  |
| 無形固定資産    | 428     | (純資産の部)       |         |
| 投資その他の資産  | 97,876  | 株主資本          | 93,242  |
| 投資有価証券    | 56,573  | 資本            | 19,556  |
| 関係会社株式    | 22,464  | 資本剰余金         | 28,291  |
| 関係会社出資金   | 77      | 資本準備金         | 28,248  |
| 関係会社長期貸付金 | 17,165  | その他の資本剰余金     | 43      |
| その他の      | 2,204   | 利益剰余金         | 61,501  |
| 貸倒引当金     | △608    | 利益準備金         | 2,638   |
| 資産合計      | 164,334 | その他の利益剰余金     | 58,863  |
|           |         | 配当積立金         | 30      |
|           |         | 別途積立金         | 22,350  |
|           |         | 繰越利益剰余金       | 36,483  |
|           |         | 自己株式          | △16,107 |
|           |         | 評価・換算差額等      | 30,914  |
|           |         | その他有価証券評価差額金  | 30,914  |
|           |         | 純資産合計         | 124,156 |
|           |         | 負債・純資産合計      | 164,334 |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目   | 金 額    |
|-------|--------|
| 売上    | 51,033 |
| 売上    | 32,899 |
| 販売費   | 18,134 |
| 営業    | 14,770 |
| 受有受投そ | 3,364  |
| 営業    | 1,627  |
| 受有受投そ | 163    |
| 営業    | 47     |
| 受有受投そ | 1,294  |
| 営業    | 33     |
| 受有受投そ | 87     |
| 営業    | 1,054  |
| 受有受投そ | 75     |
| 営業    | 341    |
| 受有受投そ | 130    |
| 営業    | 410    |
| 受有受投そ | 18     |
| 営業    | 78     |
| 受有受投そ | 3,937  |
| 営業    | 284    |
| 受有受投そ | 2      |
| 営業    | 281    |
| 受有受投そ | 3,340  |
| 営業    | 80     |
| 受有受投そ | 5      |
| 営業    | 2,911  |
| 受有受投そ | 30     |
| 営業    | 236    |
| 受有受投そ | 69     |
| 営業    | 7      |
| 受有受投そ | 880    |
| 営業    | 722    |
| 受有受投そ | △106   |
| 営業    | 264    |

株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |             |           |                 |           |           |             |         | 自己株式   | 株 主 資 本 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-------------|---------|--------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金 |                 |           |           |             |         |        |             |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |           | 利 益 剰 余 金 計 |         |        |             |
|                         |         |           |                 |             |           | 配 当 積 立 金       | 別 途 積 立 金 | 繰 上 剰 余 金 |             |         |        |             |
| 当期首残高                   | 19,556  | 28,248    | 43              | 28,291      | 2,638     | 30              | 22,350    | 39,357    | 64,375      | △12,490 | 99,733 |             |
| 当期変動額                   |         |           |                 |             |           |                 |           |           |             |         |        |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |                 |             |           |                 |           | △3,139    | △3,139      |         | △3,139 |             |
| 当期純利益                   |         |           |                 |             |           |                 |           | 264       | 264         |         | 264    |             |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |             |           |                 |           |           |             | △3,617  | △3,617 |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                 |             |           |                 |           |           |             |         | －      |             |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | －               | －           | －         | －               | －         | △2,874    | △2,874      | △3,617  | △6,491 |             |
| 当期末残高                   | 19,556  | 28,248    | 43              | 28,291      | 2,638     | 30              | 22,350    | 36,483    | 61,501      | △16,107 | 93,242 |             |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当期首残高                   | 29,508                     | 29,508                 | 129,242   |
| 当期変動額                   |                            |                        |           |
| 剰余金の配当                  |                            |                        | △3,139    |
| 当期純利益                   |                            |                        | 264       |
| 自己株式の取得                 |                            |                        | △3,617    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,405                      | 1,405                  | 1,405     |
| 当期変動額合計                 | 1,405                      | 1,405                  | △5,086    |
| 当期末残高                   | 30,914                     | 30,914                 | 124,156   |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ①有価証券

- ・ 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等（株式については決算日前 1 カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ・ 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎とし、持分相当額を取り込む方法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③運用目的の金銭の信託

時価法

##### ④たな卸資産

- ・ 商品及び製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～50年 |
| 構築物       | 7～40年 |
| 機械及び装置    | 3～7年  |
| 車両運搬具     | 4～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

### ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### ③リース資産

当事業年度における該当事項はありません。

## (3) 引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ④役員株式給付引当金

当社は、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

⑤製品保証引当金

当社が納入した製品のアフターサービスに対する費用および無償修理費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。

⑦環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 30,027百万円 |
| (2) 有形固定資産の在庫補助金による圧縮記帳累計額      | 116百万円    |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |           |
| 短期金銭債権                          | 11,367百万円 |
| 短期金銭債務                          | 1,283百万円  |



#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

32,766百万円

仕入高

10,112百万円

その他の営業取引

2,212百万円

営業取引以外の取引による取引高

947百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 8,819千株     | 2,135千株    | －千株        | 10,954千株   |

(注) 自己株式の数の増加2,135千株は、役員向け株式報酬制度に係る信託による増加306千株、子会社清算による引き受け253千株、市場買付による増加1,570千株および単元未満株式の買い取りによる増加4千株であります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付費用、関係会社出資金評価損および減損損失であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

#### 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性  | 会社等の名称                          | 住所                               | 資本<br>出資<br>金  | 事業の内容<br>または職業 | 議決権<br>所有割合  | 関係内容                    |                           | 取引の内容        | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------------------|----------------------------------|----------------|----------------|--------------|-------------------------|---------------------------|--------------|---------------|-------|---------------|
|     |                                 |                                  |                |                |              | 役員<br>の兼任等              | 事業上<br>の関係                |              |               |       |               |
| 子会社 | (株)アドテック<br>エンジニアリング            | 東京都<br>港区                        | 百万円<br>1,661   | 装置事業           | 直接<br>100.0% | 兼任5名<br>(うち当社従<br>業員4名) | 当社製品およ<br>び商品の販売<br>先・仕入先 | 資金の貸付<br>(注) | －             | 長期貸付金 | 2,800         |
| 子会社 | ウシオオプトセミ<br>コンダクター(株)           | 東京都<br>千代田区                      | 百万円<br>490     | 光源事業           | 直接<br>100.0% | 兼任3名<br>(うち当社従<br>業員2名) | 当社製品およ<br>び商品の販売先         | 資金の貸付<br>(注) | －             | 長期貸付金 | 2,800         |
| 子会社 | USHIO AMERICA<br>HOLDINGS, INC. | California,<br>U.S.A.            | US\$<br>1,428  | その他事業          | 直接<br>100.0% | 兼任5名<br>(うち当社従<br>業員3名) | 資金の貸付                     | 資金の貸付<br>(注) | 9,903         | 長期貸付金 | 9,577         |
| 子会社 | USHIO INTERNATIONAL<br>B.V.     | Amsterdam,<br>The<br>Netherlands | 千US\$<br>8,602 | その他事業          | 直接<br>100.0% | 兼任3名<br>(うち当社従<br>業員2名) | 資金の借入                     | 資金の借入<br>(注) | 20,651        | 短期借入金 | 11,831        |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入および貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 964円89銭

(2) 1株当たり当期純利益 2円04銭

(注) 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度306千株）。

「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度188千株）。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ウシオ電機株式会社

平成28年5月20日

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辻 幸一 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田中宏和 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 北本佳永子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウシオ電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウシオ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ウシオ電機株式会社  
取締役会 御中

平成28年 5月20日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辻 幸 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 本 佳永子 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウシオ電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

ウシオ電機株式会社 監査役会

常勤監査役 多 木 正 ㊞

常勤監査役 大 島 誠 司 ㊞

監査役 服 部 秀 一 ㊞

監査役 米 田 正 典 ㊞

監査役 野 崎 清 二 郎 ㊞

(注) 監査役服部秀一、監査役米田正典、及び監査役野崎清二郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

招集  
と  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおり前期より普通配当を2円増配し、当社普通株式1株につき金26円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 金26円  
配当総額 3,353,507,066円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 企業経営の透明性と効率性の確保ならびに迅速・果敢な意思決定を実現するためのコーポレート・ガバナンスの強化充実の一環として、取締役会の更なる監督機能の強化を図るため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行（以下「会社法改正」という。）により新たに導入された監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、条数の整備を行うものであります。
- (2) 取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集権者および議長）の取締役会の招集権者および議長につきまして、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

- (3) 会社法改正により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第26条（取締役の責任免除）第2項の変更を行い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (省略)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第16条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>第17条（省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（員数）</p> <p>当会社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第19条（選任方法）</p> <p>（新設）</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> | <p>第16条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（員数）</p> <p>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任方法）</p> <p><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>3. <u>（現行どおり）</u></p> <p>第20条（任期）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                     | 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                                                                         |
| 第21条 (省略)                                                                                                                                                | 第21条 (現行どおり)                                                                                                                                                      |
| 第22条 (取締役会の招集)<br>取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。<br>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、取締役会を開催することができる。 | 第22条 (取締役会の招集)<br>取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。<br>2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、取締役会を開催することができる。                       |
| 第23条 (取締役会の招集権者および議長)<br>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br><br>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。                    | 第23条 (取締役会の招集権者および議長)<br>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた</u> 取締役がこれを招集し、議長となる。<br>2. <u>前項の</u> 取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
| (新設)                                                                                                                                                     | 第24条 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u><br><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>                                    |
| 第24条～第25条 (省略)                                                                                                                                           | 第25条～第26条 (現行どおり)                                                                                                                                                 |
| 第26条 (取締役の責任免除)<br>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                                           | 第27条 (取締役の責任免除)<br>(現行どおり)                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p><u>第27条（員数）</u></p>                                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p><u>当社の監査役は6名以内とする。</u></p>                                                                                         |                                                                                                                                        |
| <p><u>第28条（選任方法）</u></p>                                                                                              | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>                                       |                                                                                                                                        |
| <p><u>第29条（任期）</u></p>                                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                                   |                                                                                                                                        |
| <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                              |                                                                                                                                        |
| <p><u>第30条（常勤の監査役）</u></p>                                                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                              |                                                                                                                                        |
| <p><u>第31条（監査役会の招集）</u></p>                                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                            |
| <p><u>監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                               |                                                                                                                                        |
| <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>                                                            |                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第32条 <u>(監査役会規則)</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第33条 <u>(監査役の責任免除)</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算<br/> (省略)</p> <p>第34条</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会<br/> 第28条 <u>(監査等委員会の招集)</u><br/> <u>監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第29条 <u>(監査等委員会規則)</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計算<br/> (現行どおり)</p> <p>第30条</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第<u>35</u>条（剰余金の配当の基準日）<br/>         当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行<u>な</u>うことができる。</p> <p>第<u>36</u>条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第<u>31</u>条（剰余金の配当の基準日）<br/>         (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行<u>う</u>ことができる。</p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）<br/> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第53期定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役11名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | うし お じ ろう<br>牛 尾 治 朗<br>(昭和6年2月12日生)                                                                                                                                    | 昭和39年 3 月 当社設立代表取締役社長<br>昭和54年 4 月 当社代表取締役会長（現在）<br>（重要な兼職の状況）<br>（公財）ウシオ財団理事長<br>（公財）総合研究開発機構会長 | 3,136,714株        |
|           | <取締役候補者とした理由><br>当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を適切に果たしてまいりました。また、他団体の要職も多数歴任しており、経営に関する豊富な経験に基づく知見と幅広い人脈を有していることから、引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。 |                                                                                                  |                   |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | はましま けんじ<br>浜 島 健 爾<br>(昭和34年1月3日生)                                                                                                                                                     | <p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成11年4月 USHIO AMERICA, INC.取締役社長</p> <p>平成12年11月 CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC.<br/>取締役社長<br/>CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC.<br/>取締役会長<br/>CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA INC.<br/>取締役会長</p> <p>平成13年4月 CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC.<br/>取締役会長兼社長（現在）</p> <p>平成16年4月 当社上級グループ執行役員</p> <p>平成19年4月 当社グループ常務執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役兼専務執行役員</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長</p> <p>平成26年10月 当社代表取締役社長兼執行役員社長（現在）<br/>当社光源事業部長</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS, INC.取締役会長兼社長</p> | 8,700株         |
|       | <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>長年にわたり北米グループ会社の経営を指揮したのち、平成26年より当社の代表取締役社長を務め、重要な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしてまいりました。その豊富な経験と知見に基づき、引き続き企業価値の向上とグループのさらなる発展をけん引することが期待できると判断し、取締役の候補といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                | 略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3         | うし お し ろう<br>牛 尾 志 朗<br>(昭和33年4月14日生)                                                                                                                                             | <p>平成3年4月 (株)ウシオユーテック(現ウシオライティング<br/>(株) 入社</p> <p>平成3年6月 同社取締役</p> <p>平成4年4月 同社常務取締役</p> <p>平成8年2月 同社代表取締役社長</p> <p>平成16年4月 同社代表取締役会長<br/>当社上級グループ執行役員</p> <p>平成16年6月 当社取締役兼上級グループ執行役員</p> <p>平成17年3月 当社取締役兼常務執行役員</p> <p>平成22年4月 ウシオライティング(株)代表取締役会長(現在)<br/>当社取締役兼グループ常務執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員(現在)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>ウシオライティング(株)代表取締役会長</p> | 171,033株               |
|           | <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>長年にわたり、国内グループ会社の照明事業および映像関連事業を指揮し、グループ戦略の実現に向けた事業の成長と発展を図ってまいりました。その豊富な経験と知見に基づき、さらなる企業価値の向上に向け、引き続き経営全般に対し適切な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役の候補といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | ばん の ひろ あき<br>伴 野 裕 明<br>(昭和29年10月3日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 昭和53年 3 月 当社入社<br>平成14年 4 月 当社執行役員<br>平成16年 4 月 当社上級執行役員<br>平成19年 4 月 当社常務執行役員<br>平成19年 6 月 当社取締役兼常務執行役員（現在）<br>平成23年 4 月 当社アジアマーケティング室長兼事業本部第二事業部長<br>平成25年 4 月 当社アジアマーケティング室長兼第二事業部長<br>平成26年 4 月 当社固体光源事業部長兼第三事業部担当<br>平成26年10月 当社固体光源事業部長<br>平成28年 4 月 当社固体事業推進室長（現在） | 10,600株        |
|       | <取締役候補者とした理由><br>長年にわたり国内外グループ会社を含めた光源事業を指揮し、既存事業の成長と新規事業の創出を図ってまいりました。その豊富な経験と知見に基づき、さらなる企業価値の向上に向け、引き続き経営全般に対し適切な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役の候補といたしました。                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
|       | 社外<br>なか まえ ただし<br>中 前 忠<br>(昭和13年12月24日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 昭和37年 4 月 大和証券(株)（現 大和証券(株)）入社<br>昭和60年10月 (株)大和証券経済研究所（現 (株)大和総研）主任エコノミスト<br>昭和61年 6 月 (株)中前国際経済研究所 設立代表取締役（現在）<br>平成24年 6 月 当社社外取締役（現在）<br>（重要な兼職の状況）<br>(株)中前国際経済研究所 代表取締役                                                                                             | 1,000株         |
| 5     | <社外取締役候補者とした理由><br>国際経済およびグローバルマーケットに関する幅広い知見と、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を有していることから、引き続き経営に対する助言および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことを期待して、社外取締役の候補といたしました。<br><br><独立性について><br>同氏が代表する会社と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <div>社外</div> <div>はら よし なり<br/>原 良 也<br/>(昭和18年4月3日生)</div> | 昭和42年 4 月 大和証券(株) (現 大和証券(株)) 入社<br>平成 3 年 6 月 同社取締役<br>平成 7 年 9 月 同社常務取締役<br>平成 9 年10月 同社代表取締役社長<br>平成11年 4 月 (株)大和証券グループ本社代表取締役社長兼CEO<br>大和証券(株)代表取締役社長<br>平成16年 6 月 (株)大和証券グループ本社取締役会長<br>平成20年 6 月 同社最高顧問<br>平成24年 6 月 同社名誉顧問 (現在)<br>平成26年 6 月 当社社外取締役 (現在)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)大和証券グループ本社名誉顧問 | 600株           |
| <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>証券会社における経営者としての豊富な経験と資本市場に関する深い知見を有していることから、引き続き経営に対する助言および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことを期待して、社外取締役の候補といたしました。</p> <p>&lt;独立性について&gt;</p> <p>同氏は取引のある証券会社の元代表取締役ではあるものの、同社および当社双方の売上高に対する取引額の割合は小さく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。</p> |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <div>社外</div> <div>かね まる やす ふみ</div> <div>金丸恭文</div> <div>(昭和29年3月12日生)</div> | <p>昭和54年4月 (株)テイケイシイ(現(株)T K C)入社</p> <p>昭和57年4月 ロジック・システムズ・インターナショナル(株)入社</p> <p>昭和60年9月 (株)エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ取締役</p> <p>平成元年11月 フューチャーシステムコンサルティング(株)(現 フューチャー(株))設立代表取締役社長</p> <p>平成18年3月 同社代表取締役会長兼社長</p> <p>平成19年1月 フューチャーアーキテクト(株)(現 フューチャー(株))代表取締役会長</p> <p>平成23年3月 同社代表取締役会長兼社長</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役(現在)</p> <p>平成27年7月 フューチャーアーキテクト(株)(現 フューチャー(株))代表取締役会長</p> <p>平成28年4月 フューチャー(株)代表取締役会長兼社長グループCEO(現在)</p> <p>フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長</p> <p>代表取締役会長(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>フューチャー(株)代表取締役会長兼社長 グループCEO</p> <p>フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長</p> <p>(公財)総合研究開発機構代表理事</p> | 1,500株         |
| <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>情報通信およびITコンサルティング会社の創業者・経営者としての豊富な経験と深い知見を有していることから、引き続き経営に対する助言および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役の候補といたしました。</p> <p>&lt;独立性について&gt;</p> <p>同氏が代表する会社と当社の間には取引関係はありますが、同社および当社双方の売上高に対する取引額の割合は小さく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。</p> |                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 略 歴、地 位、担 当お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|           | <div>新任 社外</div> <div>はっ とり しゅう いち<br/>服 部 秀 一<br/>(昭和28年11月25日生)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 昭和59年 4 月 弁護士（現在）<br>平成 2 年 4 月 当社顧問弁護士（現在）<br>平成16年 6 月 当社社外監査役（現在）<br>平成19年 4 月 慶應義塾大学法科大学院講師<br>金融商品取引法担当（現在）<br>平成21年 3 月 (株)ルック社外監査役（現在）<br>平成27年 3 月 東京建物(株)社外監査役（現在）<br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士<br>(株)ルック社外監査役<br>東京建物(株)社外監査役 | 3,700株                 |
| 8         | <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>企業法務を専門とする弁護士であり、法律家としての専門知識および経営に関する高い見識と監督能力を有していることから、経営に対する助言および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことを期待して、社外取締役の候補といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>&lt;独立性について&gt;</p> <p>同氏と当社との間には顧問契約の締結があり、法律顧問としての報酬を支払っておりますが、その報酬額は多額なものではなく、また、同氏が所属する弁護士事務所にとっても当社への経済的依存が生じるほどの影響はなく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。以上のことから、同氏を一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。</p> |                                                                                                                                                                                                                                 |                        |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <div>新任 社外</div> <div>橘・フクシマ・咲江</div> <div>（昭和24年9月10日生）</div> | <p>昭和55年6月 ブラックストーン・インターナショナル(株)入社</p> <p>昭和62年9月 ベイン・アンド・カンパニー(株)入社</p> <p>平成3年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル(株)入社</p> <p>平成7年5月 コーン・フェリー・インターナショナル<br/>米国本社取締役</p> <p>平成12年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル(株)取締役社長</p> <p>平成13年7月 同社代表取締役社長</p> <p>平成21年5月 同社代表取締役会長</p> <p>平成22年3月 (株)ブリヂストン社外取締役（現在）</p> <p>平成22年7月 G &amp; S グローバル・アドバイザーズ(株)<br/>取締役社長（現在）</p> <p>平成23年6月 味の素(株)社外取締役（現在）</p> <p>平成24年5月 J・フロントリテイリング(株)社外取締役（現在）</p> <p>平成25年6月 三菱商事(株)社外取締役（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>(株)ブリヂストン社外取締役</p> <p>G &amp; S グローバル・アドバイザーズ(株)取締役社長</p> <p>味の素(株)社外取締役</p> <p>J・フロントリテイリング(株)社外取締役</p> <p>三菱商事(株)社外取締役</p> | 0株             |
| <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>グローバルな視野を持つ人材に関する高い見識および国際的な企業経営に関する豊富な知識・経験を有していることから、経営に対する助言および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことを期待して、社外取締役の候補といたしました。</p> <p>&lt;独立性について&gt;</p> <p>同氏が代表する会社と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、同氏を一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、原案どおり選任された場合、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p> |                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

- (注) 1. 候補者 牛尾治朗氏は、(公財) ウシオ財団の理事長を兼務し、当社は同財団に対し寄付を行っております。
2. ①候補者 中前忠氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
②候補者 原良也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
③候補者 金丸恭文氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
④候補者 服部秀一氏は、現在当社社外監査役であります、当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
3. 候補者 橘・フクシマ・咲江氏は三菱商事(株)の社外取締役を務めておりますが、平成28年6月24日開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任の予定であります。
4. 当社と候補者 中前忠氏、原良也氏、金丸恭文氏および服部秀一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者 橘・フクシマ・咲江氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | こ ばやし のぶ ゆき<br>小林 敦 之<br>(昭和34年3月19日生)                                                                                                                            | 昭和57年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成23年4月 当社事業本部事業企画部長<br>平成23年7月 当社上級執行役員<br>平成25年4月 当社経営本部長兼経営本部事業企画部長<br>平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員（現在）<br>平成26年4月 当社経営本部長<br>平成28年4月 当社社長統括本部担当（現在） | 3,560株         |
|       | <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>長年にわたり当社経理・財務部門、IT部門に従事し、また、管理部門の担当取締役として経営に携わってまいりました。その専門性と幅広い経験に基づき、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行することが期待できることから、監査等委員である取締役の候補といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                | 略 歴、地 位、担 当お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <div>社外</div> <div>よね だ まさ のり<br/>米 田 正 典<br/>(昭和25年7月24日生)</div> | 昭和49年 4 月 同和火災海上保険(株) (現 あいおいニッセイ<br>同和損害保険(株)) 入社<br>平成15年 6 月 ニッセイ同和損害保険(株) (現 あいおいニッ<br>セイ同和損害保険(株)) 取締役<br>平成22年 4 月 同社取締役副社長執行役員<br>MS & ADインシュアランスグループホー<br>ルディングス(株)取締役執行役員<br>平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)<br>取締役副社長執行役員<br>平成24年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員<br>MS & ADインシュアランスグループホー<br>ルディングス(株)代表取締役執行役員<br>平成26年 4 月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)顧問<br>平成26年 6 月 当社社外監査役 (現在) | 600株                   |
| <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>保険会社における経営者としての幅広く高度な見識および豊富な経験を有していることから、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役の候補といたしました。</p> <p>&lt;独立性について&gt;</p> <p>同氏は取引のある損害保険会社の元代表取締役ではあるものの、同社および当社双方の売上高に対する取引額の割合は小さく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に利害関係はありません。以上のことから、同氏を一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。</p> |                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|       | <div>社外</div> <div>やまぐちのぶよし<br/>山 口 伸 淑<br/>(昭和30年1月20日生)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 昭和52年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行<br>平成15年6月 (株)りそな銀行執行役<br>平成22年6月 同行取締役専務執行役員<br>平成25年4月 りそなカード(株)代表取締役<br>平成26年6月 ナカバヤシ(株)社外取締役(現在)<br>平成27年4月 (株)東京カンテイ専務取締役<br>平成27年12月 (株)エスケーアイ社外取締役(現在)<br>(重要な兼職の状況)<br>ナカバヤシ(株)社外取締役<br>(株)エスケーアイ社外取締役 | 0株             |
| 3     | <p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>金融機関における経営者としての幅広く高度な見識および豊富な経験を有していることから、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役の候補といたしました。</p> <p>&lt;独立性について&gt;</p> <p>同氏は取引銀行出身者ではあるものの、当社の総資産に占める同行からの借入金額の割合は少なく、実質無借金の状態にあるため、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、同氏を一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断し、原案どおり選任された場合、(株)東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                              |                |

- (注) 1. 候補者 米田正典氏は、現在当社社外監査役であります。当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
2. 当社と候補者 米田正典氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者 山口伸淑氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等の額については平成19年6月28日開催の第44期定時株主総会において月額45百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額540百万円以内（うち社外取締役分は84百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものいたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は9名（うち社外取締役5名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額84百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 取締役および執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会において取締役および執行役員を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役および執行役員に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（国内非居住者である者を除く。以下、これらをあわせて「取締役等」という。）に対して、本制度に基づき各事業年度の役位および業績達成度等に応じて株式報酬を支給するための報酬枠を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

現時点において本制度の対象となる取締役の員数は8名、執行役員の員数は10名であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと対象となる取締役等の員数は取締役4名、執行役員11名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額相当の金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績（連結営業利益・ROE）達成度等に応じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けることができるのは、原則として取締役等の退任後（海外赴任により国内非居住者となることが決定した場合は当該時点。以下、退任後および海外赴任決定時を併せて「交付時点」という。）となります。

### (2) 会社が拠出する金銭の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は平成28年3月31日で終了した事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計620百万円を上限とする金銭を、当社の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

信託期間の満了時において、取締役会の決議によって信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間ごとに、当社は、合計620百万円の範囲内で金銭の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対する下記のポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、620百万円の範囲内とします。

なお、当初の対象期間につきましては、平成27年6月26日開催の第52期定時株主総会でのご承認に基づき本信託を設定し、本信託は当社が620百万円を上限として拠出した金銭を原資として当社株式を株式市場から取得しております。

### (3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年5月末日に、同年3月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数の付与は、信託期間内において毎年行われます（以下、毎年付与されるポイント数の累積値を「累積ポイント数」という。）。付与されるポイント数の算定は、役位ごとに定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される支給係数を乗じて行われます。取締役等には交付時点に、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

当社の取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、110,000ポイントとします。

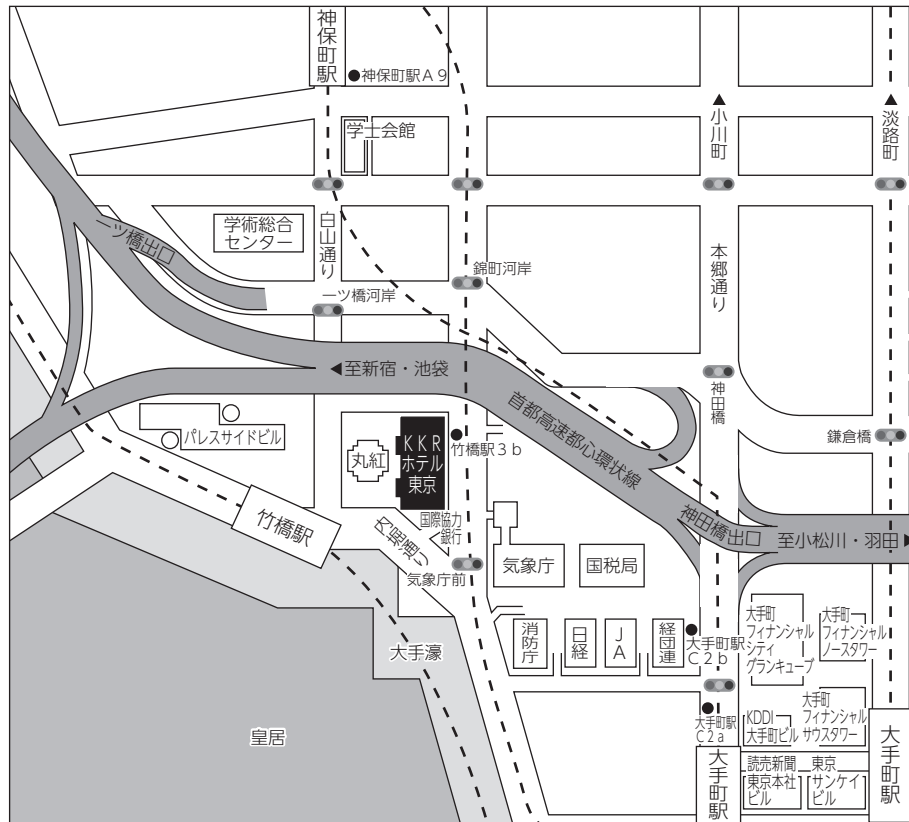
### (4) 当社の取締役等に対する株式交付時期

当社の取締役等が受益者要件を満たす場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、交付時点までに付与されていた累積ポイント数の一定割合に相当する当社株式については本信託から交付を受け、残りの当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
K K Rホテル東京 11階 孔雀の間  
電話 (03) 3287-2921



交通機関  
◎地下鉄

竹橋駅 3b 出口直結  
大手町駅 C2a・C2b 出口より徒歩5分  
神保町駅 A9 出口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

